

国労本部電送No.242	発信日	発信	責任者	受領者
	2020年5月8日	総務・企画部		

指示第77号
2020年5月8日

エリア本部
各 執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」

の期間延長に伴う国労の追加対応について

政府は5月4日に、「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」をさらに期間延長し、5月31日まで全都道府県で継続することを決定した。また、これに並行して新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は今般の状況分析を行ない、新規感染者を減少させ、医療提供体制の崩壊を未然に防ぐためのガイドラインとして「新しい生活様式」の実践を提言した。こうした事態を受けて、以下の通り国労の追加対応を再指示するので各級機関は周知徹底されたい。

記

1. 指示第69号（本部229号 4/7付）および指示第74号（本部237号 4/17）の継続について

「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が5月31日まで延長されるのに伴い、以下の取り扱いとする。

- (1) 特別警戒13都道府県（北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）に所在する機関については指示第69号（本部229号 4/7付）および指示第74号（本部237号 4/17）の適用を引き続き継続する。
- (2) 上記以外の県に所在する機関については指示第69号1項（「役職員の勤務等について」）を除き、当面は原則として追加対応を継続する。
- (3) 今後の対応については「緊急事態宣言」解除等の動向を見据えながら、別途指示する。

2. JR各社およびグループ会社における労働条件の変更等について

すでにJR各社においてテレワークやオフピーク通勤等の取り扱いや「一時帰休」、保存・結婚休暇などに関する労働条件の一部変更等が提案されているが、各エリア本部はこうした動きを踏まえ、休業補償として労働条件や諸手当等の不利益変更が生じないようグループ会社も含めて申し入れや交渉の取り組みを強化すること。

3. その他

全機関は各種集会・行動・懇親会等への参加を自粛し、さらにコロナウイルス集団感染予防に努めるとともに、組合員・家族に不要不急の外出や移動を自粛するように徹底して呼びかけること。さらに、組合事務所等が密集場所・密閉空間・密接場面とならないよう特にクラスター発生に十分注意を喚起し、感染予防のためのマスク着用、手洗い・アルコール消毒等を日常的に励行すること。

以 上